

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第108号 令和3年度岩国市一般会計補正予算（第8号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第115号 岩国市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う  
固定資産税の課税免除に関する条例

議案第123号 黒磯地区いこいと学びの交流テラス造成工事請負契約の締結について

議案第124号 市道小瀬28号線災害復旧工事請負契約の一部変更について

以上3議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第115号 岩国市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う  
固定資産税の課税免除に関する条例の審査におきまして、

委員中から、過去の実績並びに今回の条例制定後の課税免除額の見込みについて質疑があり、

当局から、「以前に実施された、岩国市過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例による実績としては、平成18年度に4件、平成19年度に3件、平成20年度に4件、平成21年度に4件、平成22年度に4件、平成23年度に3件、平成24年度に3件となっている。

また、今回の条例制定後に、1,000万円程度の投資が3年間続いた場合の課税免除額としては、100万円程度を想定している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「数字的には根本的な過疎地域対策に至っていないと思われるが、この制度が過疎地域の活性化につながるよう、どのように周知徹底していくのか」との質疑があり、

当局から、「ホームページ等で紹介したり、過疎地域にある、やましろ商工会に依頼して周知を行っていく」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。